【規程番号　神女大短Ⅰ－015－(2)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学食堂改善委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、食堂等の適正円滑な運営に係る事項を協議することを目的として置く食堂改善委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

（審議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項について審議する。

(1) 利用者に供される食事内容及び販売価格に関する事項
(2) 食品衛生に関する事項
(3) 利用者の嗜好、要望等に関する事項
(4) 食堂等施設の修理、修繕に関する事項
(5) その他食堂等の運営に必要な事項

（組織）

第３条　須磨キャンパス及びポートアイランドキャンパスそれぞれに委員会を置く。各委員会は、次の各号に掲げる教職員をもって組織し、学長が任命する。

(1) 学生部長または学生部次長
(2) 専任教員 若干名（食品衛生に関する知識を有する者を含む）
(3) 総務課長（古典芸能・事業振興担当）
(4) 学生課長

２　委員会には委員長を置き、学生部長または学生部次長がこれに当たる。

３　委員長に事故があるときは、委員長により指名された者がその職務を代行する。

４　委員長が必要と認めた場合は、委員以外の教職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。

（運営）

第５条　委員会は、次の手続に基づいて運営する。

(1) 委員会は、審議案件が発生の都度、あるいは委員長が必要と判断した場合は、開催することができる。
(2) 委員会は、委員長が審議事項を取りまとめ、招集する。
(3) 委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。
(4) 委員会の議事は出席した委員の多数決をもって成立する。
(5) 委員会の審議内容について、議事録を作成する。

（事務の所管）

第８条　委員会の事務は、学生課が行う。

（規程の改廃）

第９条　この規程の改廃は、委員会及び部局長等会議の意見を聴き学長が行う。ただし、学長は、改廃に当たり教授会の意見を聴くことができる。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和７年５月15日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

附　則

この規程は、令和８年４月１日から施行する。（事務組織名称の変更）